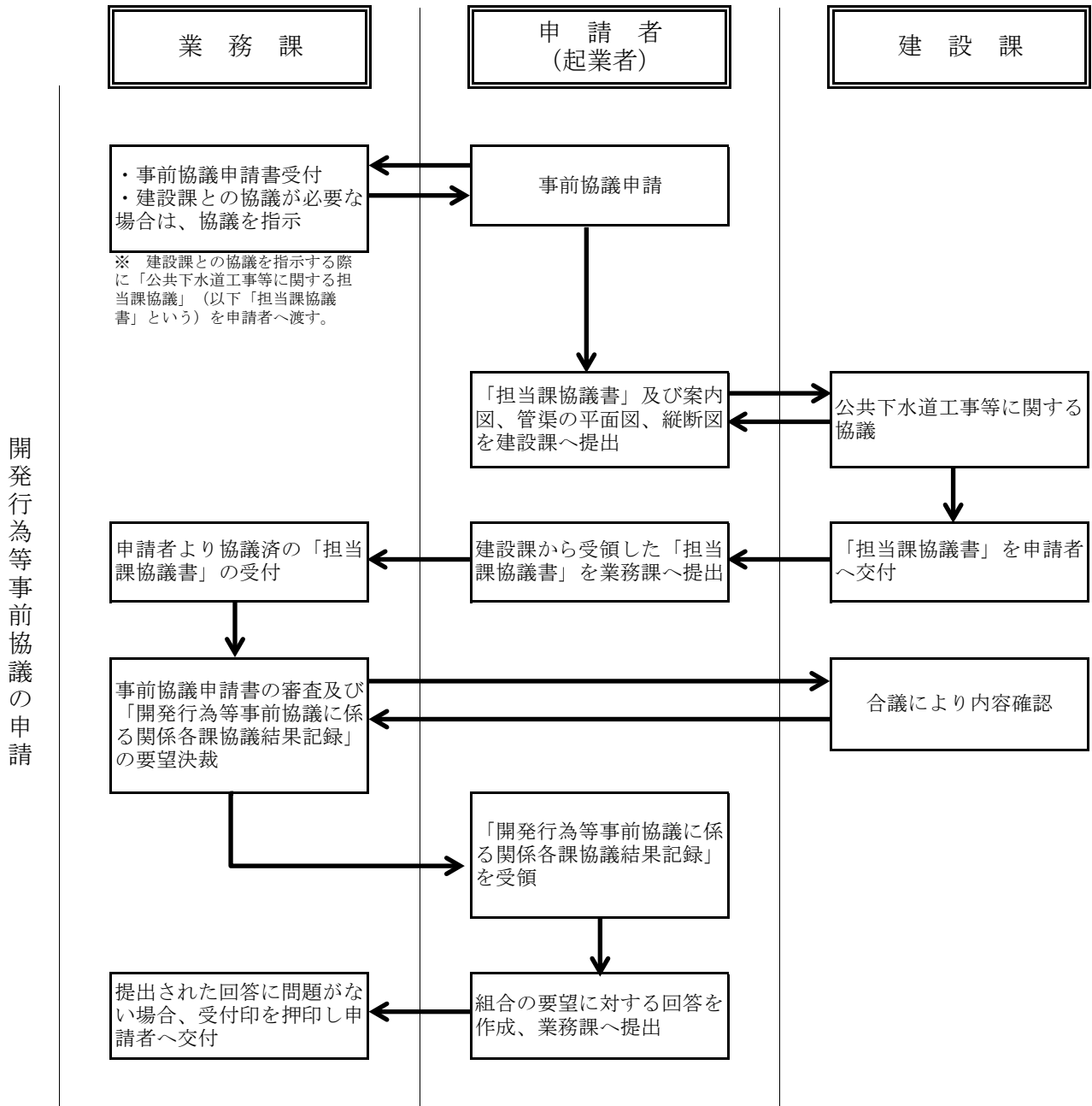


# 開発行為事前協議手続きフロー



※新設する公共下水道施設が取付管のみの場合は、建設課との協議はありません。

※建設課との協議は、業務課より指示があつてからとなりますので注意してください。

※公共下水道施設とは、下水道法第2条第2号で規定する施設の総体であつて同条第3号で示す構造のものを指す。